

## 用語解説

用語	解説
あ行	
一級河川	河川法に定められた日本の水系の区分により、国土交通大臣が国土保全上または国民経済上特に重要として指定した河川で、本市では白川、緑川及びそれらに流れ込む河川(加勢川や藻器堀川等)が該当する。
一般財源	その施設の管理運営費に充てることを目的とした、使用料、補助金その他の収入を除いた財源のこと。
インフラ	インフラストラクチャーの略、本書では市が管理する道路、河川、上下水道等の都市基盤施設を指す。
か行	
緊急輸送道路	阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のこと。
公共樹	宅内から排出される全ての排水が合流する最終樹(ます)のこと。これより宅内側の排水管については個人管理、公共ますを含んだ公道側の排水管については市管理となる。
公債費	市が借り入れた地方債(市の借金)の元金及び利子の返済と、一時的に現金が不足するときに借り入れる一時借入金の利子に要する経費のこと。
合流式下水道	雨水と生活排水などの汚水を同一の管路で処理施設まで排除する下水道方式
コマ数	施設の貸室を貸し出す際の最小単位。公設公民館等は午前・午後・夜間の3区分に分けて貸出を行うことが多く、スポーツ施設等は時間単位で貸し出すことが多い。
さ行	
市街化区域	市街地として積極的に整備する区域で、用途地域等を指定し、道路や公園、下水道等の整備を行い、住宅や店舗、工場など、計画的な市街化を図る区域のこと。
市街化調整区域	市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る区域として、開発や建築が制限されている区域のこと。
時間計画保全	予防保全手法の一つで、機器や部位毎に推奨された周期に合わせて計画的に行う保全手法のこと。
資金不足額(比率)	公営企業会計ごとの資金の不足額の度合いを表す指標 公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。
事後保全	建築物や建築設備に不具合が発生し、機能の低下や停止の後に行う保全手法のこと。

指定管理者(制度)	文化施設、スポーツ施設、公園、社会福祉施設などの「公の施設」の管理運営については、これまで直接管理する場合以外は、公共的な団体だけしか委託することができなかったが、平成 15 年の地方自治法の一部改正により、「指定管理者制度」が導入され、民間事業者、NPO 法人などを含めた広い範囲の団体から公募し、施設の管理者を決めることが出来るようになった。これにより、民間事業者が持つノウハウを「公の施設」にも活用し、経費節減や利用者に対するサービスの向上などが期待されている。官民連携手法の一つである。
指定管理者制度(利用料金)	施設の管理から生ずる利用料等(施設の利用料金や自主事業の入場料)を指定管理者の収入とし、指定管理者は、市からの委託料と利用料等の収入をもって施設を管理することになる。
資本的収支	施設の建設改良に関する投資的な収入と支出で、企業の将来の経営活動の基礎となり、収益に結びついていくものを資本的収支という。具体的には、収入では国庫補助金・企業債が、支出では施設の建設改良費・企業債償還金がこれに該当する。
収益的収支	企業の経営活動によって発生するすべての収入と支出で、資本的収入支出以外のものをいいます。具体的には、収入では料金収入が、支出では施設の維持管理費・減価償却費・企業債利息がこれに該当する。
集落内開発(制度)	通常建築物の建築が制限されている市街化調整区域において、指定された区域内で特定の用途の建築物の建築を可能とする制度
受益者負担	「受益者負担」とは、本来は、市町村など公共団体がつくる特別の施設、例えば道路の新設・改良などによって特に利益を受ける人がその利益に応じて金銭を負担することを指すが、ここでは、使用料や保育料といった、その公共施設を利用する人が平等に負担する「利用者負担」を意味する。
準用河川	一級河川にも二級河川にも指定されなかった河川で、市町村長が公共性の見地から重要と考え指定した河川のこと。本市では、谷尾崎川等が該当する。
状態監視保全	予防保全手法の一つで、点検や診断によって状態を把握し、機能や性能の低下に合わせ適時に行う保全手法のこと。
新耐震基準	昭和 53 年に宮城県沖地震(M7.4、震度 5)で甚大な家屋倒壊被害が発生したことを機に昭和 56 年に改正された建築基準法(建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律)に定められる設計基準の一つで、以下のことを目的としている。 ・頻繁におこる大きさの地震に対しては建物の構造に損害がないようにする ・滅多に起こらないが大きな地震に対しては、致命的な損害を回避し人命を保護するようにする
ストックマネジメント	既存の建築物やインフラ施設(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。

総価契約	工種別の内訳を定めず、総額を請負金額とする契約
側道橋	車両通行用とは別に設けられた歩行者専用橋
た行	
ダウンサイジング	機器などを、従来のものより小型化すること。または、企業や団体等が、人員やコスト削減を図ること。
単価契約	物又は役務の給付等について、その規格及び単位あたりの価格のみを決定し、金額はその実績によって算定する契約
直営	直接に経営・運営すること。本書では、市が職員を配置し、直接運営する事業において使用している。
調整池	集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を河川に入る前に一時的に溜める池
DBO方式	Design Build Operate(デザイン・ビルド・オペレート)の略称。公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市、活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路
都市下水路	主として市街地(公共下水道の排水区域外)において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しない水路
な行	
二級河川	河川法によって定められた一級河川以外で「公共の利害に重要な関係がある河川」であり、都道府県知事が指定します。本市では、坪井川や井芹川等が該当する。
は行	
排水機場	大雨による民家への浸水や道路冠水を未然に防止するために排水ポンプを運転して雨水を川や海に強制的に排水するための施設
PFI	Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う事業方法
複式学級	2つ以上の学年をひとまとめにした学級編成を指す。
普通河川	一級河川、二級河川、準用河川のいずれでもない河川(法定外河川)のことで、河川法の適用・準用を受けていない水路等を指す。
包括的民間委託	複数の業務委託をまとめて1つにして業務委託する方式 業務をまとめることで、委託経費の削減を図る効果がある。

法定外公共物	道路法、河川法、下水道法、海岸法等の法令の適用または準用がなく、かつ登記上私権が設定されていない公共物を指す。 具体的には、里道、普通河川、水路、ため池等や、付属する堤塘がこれにあたる。
ポットホール	舗装道路の路面に発生する部分的な凹み。車やバイクがハンドルを取られたり、歩行者のつまずきの原因となる。
ま行	
MICE施設 (（仮称）熊本城ホール)	MICEとは会議(ミーティング)、研修旅行(インセンティブツアー)、国際会議(コンベンション)、展示会(エキシビション)の総称であり、それらを行うための大規模施設を指す。
水融通管	災害等により、給水システムの機能が停止した際に、他の系統と接続して、断水等の影響を受ける地域を最小限にすることを目的に設置された配水管のこと。
や行	
予防保全	建築物や建築設備に不具合が発生する前あるいは機能が著しく低下する前に、修繕等を行い所定の性能・機能を維持する保全手法のこと。
有効率	水道施設から給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標で、有効水量を給水量で除したもの。 有効率が低いと、漏水量が多いことになる。
ら行	
ライフサイクルコスト	施設に必要な費用を、設計・建設し、運用した後、解体までにかかる費用をトータルで考えたもの。運用期間中の維持管理費用もこれに含まれる。

## 熊本市施設白書

編集・発行：熊本市財政局 資産マネジメント推進室  
〒860-8601  
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
電話 096-328-2845 (直通)  
制作・協力：(株)日本経済研究所